

宗教団体への献金等について

——民事法学の視点から——

棚村 政行
(早稲田大学)

- 一 はじめに
- 二 最近の裁判例の検討
- 三 学説の動向
- 四 献金等の返還の法的可能性
- 五 おわりに

一 はじめに

最近、宗教団体の資金集めの行き過ぎや経理内容の不透明さが社会的に問題となることが少なくない。たとえば、「水子の霊がとりついている」「先祖の霊が成仏していない」など相談者の悩みや宗教的不安感につけこみ、一人あたり六五万円から七三〇万円にもぼる高額な祈祷料・供養料を騙し取っていたとされ、明覚寺(真言宗明覚寺派 総本山・和歌山県高野山)・本覚寺(茨城県大子町)グループの系列道場満願寺僧侶らが、一九九五年一〇月に詐欺罪で逮捕された。⁽¹⁾ 明覚寺、本覚寺グループによる被害は、一九九八年頃から関東一円でではじめ、一九九二年

からは関西方面にも広がっていた。一九九六年二月一日には、ついにグループの総帥、明覚寺幹部ら八人が逮捕され、一九九六年七月二二日には、満願寺初代住職らが「宗教心を経済的手段として利用し、相談者の弱みにつけこんだ犯行は悪質として」詐欺罪で有罪とする名古屋地裁の一番判決が言い渡された。⁽²⁾ また、一九九六年二月九日には、統一教会の信者らに「ご主人が地獄界で苦しんでいる。」「不幸が訪れる。」などと強引かつ執拗に多額の献金をさせられた女性二人からの損害賠償請求訴訟で、福岡高裁も、信者らの勧誘行為が行為の目的、方法、結果からみて宗教活動の一面をもつていても社会的相当性を欠いて違法であり、また、献金勧誘行為が宗教活動の一環として事業の執行につきなされ、信者らとの実質的な指揮監督関係があったと認められるので、民法七二五条により統一教会の使用責任が認められるとして、統一教会側の控訴を棄却した。

さらに、宗教法人「法の華三法行」(静岡県富士市)も、全国に一一の支局と六〇の支部をもつが、「こんな足だから病気の子が生まれる」「自殺することになる」と「足裏診断」等を使って天の声、水子供養代、宝物代など数一〇万、数一〇〇万円の金銭を支払わせていたとして一九九六年七月三十一日、全国三九都道府県の元修業者ら二九六人が総額約一一億円の返還を求める調停を富士簡裁に申し立てたが、一〇月末に不調となったので、一一月一四日静岡地裁沼津支部に損害賠償請求訴訟を提起した。⁽³⁾ また、オウム真理教も、ハルマゲドンを予言し人類救済のため、世紀末までに三万人の解脱が必要だと説き、出家信者に対して、テレフォンカードから預金、現金、不動産にいたる全財産を教団に布施させる「極限のお布施」を強要した。坂本弁護士一家殺害事件での検察側冒頭陳述によると、これは出家者をして、現世における逃げ道を断ち松本智津夫に対する帰依心を増大させ、教団財政を確立するためのものであったという。⁽⁴⁾ 一九九六年五月には、オウム真理教の元信者の会社員らが五六〇万円のお布施を強要されたとして損害賠償を認める判決が大阪地裁であり、一九九六年六月には、オウム真理教付属病

院に入院していた自営業者が「温熱療法によつて苦痛を与えるなど、反抗を抑圧して」マンションをお布施させられたとして、強迫による取消を前提に登記を元に戻すよう命じる東京地裁判決が言い渡され、続々とオウム真理教の「極限のお布施」の返還が認められている。拉致監禁のうゑ殺害された飯谷清さんの妹が、六〇〇万円の教団へのお布施が強迫によるものと不当利得の返還を請求する訴訟も起こされている。⁽⁵⁾

もちろん、このような悪質なケースはマスコミがセンセーショナルに取り上げるレア・ケースといわなければならない。しかし、宗教学人や宗教団体にいくら、どのような名目のお金や財産が集まつて、どのように使われているのかという経理内容は定かではない。個別的に経理を公開して、ガラス張りにしている寺院、教会、教団もないわけではない。これまでも、包括団体など大きい教団や宗派では、会計報告を行い機関誌に掲載したうえで、文化庁に自主的に報告するところが多かつた。⁽⁶⁾たとえば、曹洞宗は一九九二年度歳入約三七億円、歳出三五億円、浄土真宗本願寺派一九九三年歳入約八二億円、歳出約七二億円、立正佼成会一九九四年予算三〇〇億円、天理教一九九三年歳入歳出約一七一億円、金光教一九九三年収入約八五億円、支出約七五億円、日本基督教団収入一二二億円、支出九〇億円(全国一七一一四教会の総計)、カトリック中央協議会一九九四年収入約二億円、支出約一億円、献金・寄付金六億五〇〇万円などである。一九九四年一月の毎日新聞の調査では、国内主要六〇教団のうち、年間収入支出、予算額などについて回答したのは一九教団にすぎず、各教団の財産状況については、部分回答も含めて、一三教団が回答したが、半数の教団が回答しなかつた。⁽⁷⁾創価学会は、信者一般に経理や資産状況を公開せず、四〇〇名ほどの幹部で構成される総務会で報告承認されるとしている。⁽⁸⁾いずれにしても、公開されている教団の経理内容からも明らかであるように、宗教学人、宗教団体の収入や歳入の大半は、信徒、信者らによる「寄進」「寄付」「献金」などで成り立っている。

そこで、そもそも、「献金」「喜捨」「お布施」「財施」「財務」などと、各宗教や宗派ごとに名称も慣行も異なる金銭の授受について、その法的性質はどのようにとらえるべきだろうか。また、「献金」「お布施」の返還が当事者間で問題となるときに、どのような事情があれば法的に返還が認められることになるのだろうか。法律行為・意思表示の無効取消、契約の解除、不法行為の損害賠償など民事法的救済手段はどこまで適用されるのだろうか。「献金」「お布施」等のもつ宗教行為性は、民法等の適用にあたりどの程度考慮されるべきか。これらの諸点については法的には従来ほとんど論じられてこなかった。そこで、以下では、宗教界での慣行や実情、宗教的意義等を参考にしながら、若干の公表された判例・学説を手がかりに、「献金」等の法的性質、返還の法的可能性と限界、勧誘にあつての説明義務等の民事法的问题点の検討を試みたいと思う。

二 最近の裁判例の検討

1 最近の寄付・献金等をめぐる裁判例

献金・寄付金等、宗教団体に対して寄進したり、提供した財産や金銭の返還が問題となったケースで公表されているものは、きわめて少ない。これは、献金・寄付等をめぐる紛争がほとんどないという意味ではないように思われる。つまり、訴訟にまで発展したのは団体内での話し合いによる内部処理手続が困難であったり、宗教団体の内部抗争や分派活動などが伴う激しい法廷闘争にいたったケースであったのではなからうか。いずれにしても、公表裁判例が少ないことは、必ずしも法的问题が存在しないということではない。

①東京地判昭和五〇・一〇・六判時八〇二号九二頁(③の一審判決)

②東京高判昭和五一・三・三〇判時八〇九号二七頁、判タ三三三六号一八八頁(③の二審判決)

③最三小判昭和五六・四・七民集三五卷三号四四三頁

Xら一七名は、宗教法人創価学会Yの元会員であり、Yの広宣流布達成の時期に、本尊、つまり俗称「板まんだら」を安置する「事の戒壇」たる「正本堂」を建立する資金の募集に依じて、供養金名下に二八〇円―二〇〇万円総計五四一万八八〇五円をYに寄付した。しかし、Yは、正本堂完工の昭和四七年、正本堂は未だ三大秘法抄の戒壇の完結ではなく、広宣流布(日蓮の三大秘法の仏法が日本、世界中に広まること)は未だ達成されないと声明して、前言を翻し、安置することになっている戒壇の本尊の「板まんだら」も偽物であることが判明した、Yは正本堂を建立しても「事の戒壇」たりえないことを知悉しながら、数一〇〇億円の寄付金を集めるために、会員らに正本堂建立御供養趣意書などで虚偽の事実を述べてXらを誤信させたもので、右寄付行為は要素の錯誤、詐欺による意思表示であるから、無効ないし取消された、また、Yの会員を除名されたので会員であることにもとづいて出捐された寄付は法律上の原因を欠くにいたったので不当利得として返還しなければならぬと主張した。

第一番(①東京地判昭和五〇・一〇・六判時八〇二号九二頁)は、Xらが錯誤の内容として主張するところのYの本尊である「板まんだら」の真偽は、宗教上の崇敬対象の真否に関する問題であり、また、正本堂が広宣流布の達成時に建立される事の戒壇にあたるかどうかは、日蓮正宗の教義の解釈に関することで、「かかる宗教上の本質である信仰対象の真否や宗教上解決すべき教義の問題は、内心の信仰に直接かわるものというべきであり、裁判所が法令を適用して終局的に解決できる事柄ではない」として訴えを不適法だと却下した。

これに対して、第二番(②東京高判昭和五一・三・三〇判時八〇九号二七頁、判タ三三三六号一八八頁)は、本訴請求は、不当利得返還請求権の存否を目的とするもので、単なる事実の存否や人の主観的意見、感情にもとづく不

満や学問上、技術上の論争等を目的としたものではない、寄付金の交付行為が錯誤により無効であるかどうかの判断は、Xらの動機を含めた意思表示の内容と内心の意思との間に不一致があるかどうか、Yが募金の際に右の寄付金の交付の動機となるような事実を表示して募金したかどうか、さらには右不一致が宗教上の信仰の対象の真否、教義の解釈説明、堂宇の意義等に見解の相違があるからといって、直ちに民法上の要素の錯誤により寄付が無効となり、その結果、Yの本件寄付金の利得が法律上の原因がないこととなるかどうか等によって定められると判示した。第二審は、Xら主張の私法上の請求権の要件事実の成否について審理し、不当利得請求権の存否を判断することは当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であり、法律を適用することによって終局的に解決する所以であるとし、一審判決を取り消して差し戻す判決を下した。Yから上告。

最高裁は、「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決する前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものとして認められ」「本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となっていると認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらないものといわなければならない」と判示して、二審判決を破棄し一審判決を正当と判断した。

④東京地判昭和五七・二・一六判タ四七一号一四三頁

Xほか四一二名は、被告Y（創価学会）の元会員であるが、昭和四九年から五二年頃にかけて会館、研修道場等の建設資金として、それぞれ一〇〇円～一〇万円を特別財務として出捐した。しかし、Xらは、Yが特別財務名下に募金をするにあたり、特別財務は仏に対する供養であり、この供養をすれば多大の「功德」が与えられ、「広

「宣流布」に役立つという説明がなされたが、供養を受けられるのは仏に限られ、功德もなく、広宣流布にも役立つことが判明したとして、錯誤無効にもとづく不当利得返還請求をなした。

東京地裁は、「板まんだら」事件最高裁判決を引用して、宗教上の教義に関する判断が本件訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものとして認められ、また本件訴訟における争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となっていると認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用により終局的に解決することができないものというべきであり、裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」に該当しないとして、訴えを不適法却下した。

⑤ 高知地判昭和五七・一一・八大家重夫編『宗教関係判例集成七』三四頁

創価学会Yを脱会したXらは、昭和五四年一月八日、特財は御供養ではないにもかかわらず、御供養のように思わせて徴収したから返還せよと、特財の返還を申し込んだ。昭和五四年六月一日、Yの四国責任者は、返還請求の理由が一身上の都合で、感謝の意を表明する念書を作成すればこれを認めるとし、停止条件付返還契約が当事者間に成立した。

高知地裁は、返還請求を一身上の都合とし、責任者に謝意を記載した書面を作成すればこれがYの承諾となると解される返還契約が成立し、これにもとづき一〇四万三七六円の返還をYに対して命じた。結局、YはXらの請求通り約七〇万円、解決金として一〇〇万円支払う和解が成立した(昭和五八・一一・二三付世界日報、これによると、特別財務金の返還訴訟は東京四件提起され、二件は取り下げ、二件は教義上の問題とされてY勝訴)。

⑥ 東京地判昭和五八・九・三〇判時一一〇六号一一頁、判夕五一二号一三九頁

Xは、Y(創価学会)の元会員であり、昭和四三年から五三年まで計一八万八〇〇〇円の「財務金」、昭和五〇

年に五〇万円の「特別財務金」を納入をしたが、Y₁の代表役員、Y₂(池田大作会長)らは、財務金の納入が「御供養」ではないにもかかわらず、「御供養」を受けられ、御本尊の広宣流布に役立ち「功德」となる「御供養」であると虚偽の事実を述べてXを誤信させたとして、詐欺、錯誤等を理由として合計六八万八〇〇〇円の支払いを訴求した。

東京地裁は、詐欺や錯誤の成否の判断に際して、財務金の納入が「御供養」であるかどうかという宗教上の教義に関する判断が必要不可欠の判断であり、かつ、争点の核心をなしていること、不法行為の成否の判断に際しても、御本尊が日蓮正宗の教義に則る御本尊であるか否か、公明党所属候補者のための選挙運動が「王仏冥合」の理想実現のためになるか、機関誌の多数部購読が「広宣流布」であるか否かという日蓮正宗の宗教上の教義に関する判断が必要不可欠の判断であり、かつ、争点の核心をなしているとして、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用により終局的に解決することができないものというべきであり、裁判所法三條一項にいう「法律上の争訟」に該当しないと、訴えを却下した。

⑦東京地判昭和五九・一一・二六判時一一六三号八三頁

Xは、宗教法人Y(末日聖徒イエスキリスト教会)の会員であったが、昭和五〇年一二月、二〇万円、五一年七月一〇万円、同年九月一〇万五〇〇〇円、同年一二月一〇万円、五二年六月一〇万円の合計六〇万五〇〇〇円を贈与した。Xは、昭和五一年春頃からY教会の教義に反し、他の教会員を批判中傷する内容の著書数冊を出版発行し会員に配付したことなどから、昭和五六年一〇月に、教会の教義に対する背義、教会の秩序を乱したとして教会司法制度のもとで破門の懲戒処分を受けた。そこで、Xは、Xが会員資格を失い東京信殿に参入できなくなることを解除条件とし、また、将来も会員であり、東京信殿に参入できることを負担とする六〇万五〇〇〇円の贈与がなさ

れたにもかかわらず、解除条件が成就し、負担が不履行であったため右贈与を解除したので、不当利得の返還請求をし、あわせて、Yによる破門処分が手続上も違法、不当であるとして三〇〇万円の不法行為による慰謝料請求をした。

東京地裁は、本件不当利得返還又は解除による原状回復請求は、寄付金名義の金銭給付契約(原告主張の贈与)により給付した金銭につき、解除条件の成就あるいはY教会の負担の不履行を原因として金銭の返還を求める請求であるから、具体的な権利義務の存否に関する紛争といふべきであり、また右請求の争点は宗教上の教義に関する判断が必要不可欠のものでなく、不当利得返還又は原状回復訴訟の核心が法律上の紛争に名を借りた宗教上の紛争とは認められないとして、本案の実体的判断を下した。つまり、Y教会への献金に条件や負担が付されたことはなく、X自身何らかの理由で信殿に参入できなかった場合の寄付金の返還について別段考えておらず、解除条件や負担の合意の事実とは認められない、また、本件破門処分についても処分を違法とする手続的瑕疵はなく、本件処分の違法性を判断するにあたっては、Xの著書に対する宗教的評価及びY教会の教義に関する判断が必要不可欠なものとなるから、結局本件不法行為にもとづく損害賠償及び謝罪広告請求にかかる訴えは、法令の適用により終局的な解決が不可能なものであって、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらなとし、一部請求棄却、一部不適法却下の判決をした。

⑧東京地判平成二・二・二八判時一三六五号六五頁、判タ七三九号二三〇頁

Xら一〇名は、昭和三八年に設立された宗教法人Y(世界真光文明教団)の元信者でありYの信者(組み手)として「ス座奉納金」名下に、昭和五七年から昭和六二年までの五年間に四〇〇万円から一億円合計三億円にのぼる多額の寄付をした。Xらによると、Xらは、Yが中伊豆町の丸野山頂に「元宮」、同山中腹に「拝殿」等のス座世

界絵本山の諸施設を建立するための特別の奉納金（ス座奉納金）の寄付を勧誘して、XらはYの勧誘に応じて右奉納金の寄付をなした。しかし、Yは、丸野山頂一帯の土地は中伊豆町の所有で、同町議会がYに土地使用を認めない決議をしたため、山頂に「元宮」を建立できなくなり、丸野山中腹に「拝殿」である「ス座世界絵本山御本殿」を建立しただけで、信仰の中心となる御神体を祭る「元宮」は今後も建立される可能性もない。そこで、Xらは、丸野山頂に「元宮」を建立しなかったことは、負担付贈与契約の債務不履行、要素の錯誤、元宮建立の可能性もないことを知りながら、町議会議決の事実も隠して欺罔した詐欺、不法行為に該当するとして本件奉納金相当額の金銭の返還を請求した。

東京地裁は、本件訴訟は一応当事者間の具体的な権利義務の存否に関する訴訟の形式をとっているが、宗教上の教義に関する判断が請求の当否を決するについて不可欠の前提となっているかどうかを個別的に検討した。そして、負担付贈与契約の解除については、債務不履行の存否を判断する前提として、本件宗教の教義上のご神体を祀る場所である「元宮」を丸野山山頂に建立することがどの程度重要な意味を有するのか、ひいては、本件宗教の教義上「ス座」とはいかなるものかといった宗教上の教義に深くかわる問題についての判断を避けることができないとした。また、要素の錯誤の主張に関しても、詐欺による取消や不法行為の主張についても、丸野山山頂に「元宮」を建立することが本件寄付の目的との関係でどの程度重要な意味をもつか判断する必要がある、そのためには宗教上の教義に深くかわる問題についての判断を避けることはできない。したがって、Xらの選択的に主張するいずれの構成によっても、その不可欠の前提として、本件宗教の教義の解釈にわたる判断を避けることはできず、本件訴訟は、全体として法令の適用による終局的判断に適さず、裁判所が審判すべき法律上の争訟にあたらないうとして、不適法却下の判決をした。

⑨福岡地判平成六・五・二七判時一五二六号二二頁、判タ八八〇号二四七頁

四〇代の女性である X_1 は、昭和六二年八月、夫を心臓病で亡くして失意の日々を過ごしていたところ、Y統一教会の信者らがこれに乗じて接近してきた。昭和六三年六月、 X_1 の口座に亡夫の生命保険金四五〇〇万円が振り込まれたところ、六月下旬にYの信者数人がマンションの一室に X_1 を連れ込んで、「ご主人は三〇〇〇万円を望んでいます。ご主人が地獄界で苦しんでいるので、三〇〇〇万円献金しないとまた不幸が起こる。家が絶える。」と軟禁状態で約六―七時間にわたって献金を執拗に迫り、不安に陥り頭も混乱して遂に三〇〇〇万円の献金を承諾するにいたった。なお、被告Yの信者らは、同年六月初めころ、 X_1 に献金を要求するにあたり、献金額六〇〇〇万円との教育リストをもとに、予め統一原理等を教育する日程を組んだり、献金額を決定したうえで、一〇日間の講習を行って計画的に献金勧誘を実行した。 X_1 は、昭和六三年六月二六日、銀行から三〇〇〇万円の払い戻しを受け、Yの信者に三〇〇〇万円を渡した。 X_1 は、昭和六三年九月ころから会社勤めをはじめると、信者らから会社を辞めて道場にくるよう求められたり、親子共々Yに入会するよう言われ、さらに多額の献金や金銭の貸付を求められたりしたため不安になり、三〇〇〇万円の献金の返還を要求したがYはこれを拒否した。

ついで、印鑑の訪問販売に献身していた信者らは、昭和六三年一月に、五〇代の女性である X_2 （原告）の勤務先を訪れ、 X_2 に三本一二万円の印鑑の購入をさせた。平成元年一月二七日、 X_2 は、ひまわり会に呼ばれ、信者から先祖や家系のことを聞かれ家系図を作成させられた。すると、先生と呼ばれる信者から「あなたが先祖の因縁をすべて清算しないと、あなた自身も天国へ行けないし、あなたの家系は誰も救われない。因縁を清めるため財産をすべて投げ出しなさい。献金しなさい。」など献金を要求された。 X_2 は、自分自身が病気がちであったことや不幸が続いたことから、先祖の因縁に起因するのではという不安になり、二時間半にわたり執拗かつ強引に要求され、

ついに X_2 は二一〇万円の献金で家系が救われるならばと献金を承諾した。そこで、 X_2 は翌日の二八日に、信用組合から三〇万円の払い戻しを受けてひまわり会でYの信者に渡し、同月三〇日に同信用組合から残一八〇万円を借り入れて、同じくYの信者に渡した。

平成元年一〇月二〇日頃、Yの信者として資金集めのため霊感商法に携わってきた元信者が X_2 宅を訪れ、最近Yがひどいことをやっているのに気づきYをやめることにしたこと、二一〇万円の献金についても予めYが献金をさせようと図ったものであり、迷惑をかけたと謝罪するとともに、Yに深入りしないうちにやめるよう説得されたので、一切Yとの関係を断つことにした。

福岡地裁は、以下のように説示して X_1 につき三五〇〇万円（献金相当額三〇〇〇万円、慰謝料一〇〇万円、弁護士費用四〇〇万円）、 X_2 につき二六〇万円（献金相当額二一〇万円、慰謝料二〇万円、弁護士費用三〇万円）をそれぞれ支払うようYに対して命じる判決を下した。

まず第一に、Yの信者らによる献金勧誘行為の違法性についてつぎのように説示した。すなわち、「一般に特定宗教の信者が存在の定かでない先祖の因縁や霊界等の話を述べて献金を勧誘する行為は、その要求が社会的にみても正当な目的に基づくものであり、かつ、その方法や結果が社会通念に照らして相当である限り、宗教法人の正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが相当であつて何ら違法ではないことはいうまでもない。しかし、これに反し、当該献金勧誘行為が右範囲を逸脱し、その目的が専ら献金等による利益獲得にあるなど不当な目的に基づいていた場合、あるいは先祖の因縁や霊界の話等をし、害悪を告知して殊更に相手方の不安をあり、困惑に陥れるなどのような不相当な方法による場合には、もはや当該献金勧誘行為は、社会的に相当なものといひ難く、民法が規定する不法行為との関連において違法の評価を受けるものといわなければならない。」

ついで第二に、Yの使用者としての不法行為責任について一般論としてつぎのように説示した。つまり、「非営利団体である宗教法人の信者が第三者に損害を与えた場合に、その信者が右宗教法人との間に被用の地位にあると認められ、かつ、その加害行為が宗教法人の宗教的活動などの事業の執行につきなされたものであるときは、右宗教法人は右信者の加害行為につき民法七二五条に定める使用者責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、宗教法人に民法七二五条の適用を排除する合理的理由はなく、また、代表役員その他の代表者の行為による宗教法人の損害賠償責任を定めている宗教法人法一一条の規定も宗教法人につき民法七二五条の適用を排除するものとは解されないからである。」

そして、本件での各献金勧誘行為は、Yの宗教活動に身も心も献身する信者らの手で行われ、靈感商法や献金勧誘行為はYの宗教的教義の実践と理解していたこと、献金はYの福岡教会で受領され使途先もYと関係ある事業であると説明されていたこと、したがって本件献金を勧誘した信者らはYとの間には実質的な指揮監督の関係があったものと認められ、右信者らの行為は民法七二五条のYの被用者の地位にあるものといえ、かつ、献金勧誘行為は、Yの宗教的活動と密接に関連しているばかりでなく、Yの教義にもとづく実践行為で、Yの福岡教会の祝福の宗教的儀式もおこなわれているから、民法七二五条の「事業の執行につき」の要件も十分に充足すると判示した。かくして、Yは信者らのXらに対する違法な献金勧誘行為について民法七二五条の使用責任を負っているから、Xらの損害を賠償しなければならないとした。

⑩福岡高判平成八・二・一九(平成六年(ネ)第五〇五号損害賠償請求控訴事件)(⑨の二審判決)

なお、一九九六年二月一九日、控訴審の福岡高裁も、信者らの献金勧誘行為が宗教活動の一面を有しても、行為の目的、方法及び結果からみて社会的相当性を欠き違法といわざるをえないこと、信者らの献金勧誘行為がYの宗

教活動と関連する布教活動の一環として行われかつYの教義にもとづく実践行為であり事業の執行につきなされたものといふことができ、信者らとYとの間に実質的な指揮監督関係がある以上、七一五条によりYは責任を負うと判示し、Yからの控訴を棄却した。

2 裁判例の分析

最近の下級審を中心とした裁判例で、献金・寄付等の返還を認めたものは⑤⑨⑩だけで⑤は当事者間に特別財務金の返還契約の成立を認めている。②は不当利得返還請求権の存否を判断することは法律上の争訟にあたる、門前払いした①判決を取り消した。①③④⑥⑦⑧はいずれも原告の請求を却下したり棄却している。①②③④⑤⑥は、創価学会の正本堂等の建設費用として集められた寄付金としての「特別財務」や「財務」の返還が問題となり、⑧では末日聖徒イエスキリスト教会、いわゆるモルモン教会への「献金」、⑤では世界真光文明教団に対する「ス座奉納金」名下の寄付金、⑨⑩では統一教会に対する「献金」の返還請求が問題となった。①②③④⑤⑥⑦⑧は会員、信者、組み手などと呼ばれる構成員であった者からの請求であり、⑨⑩は「にわか信者」ともいふべき者で、人集めと金集めが同時になされているケースである。寄付金額は、⑧の元信者一億五〇九万円が最高で、⑨⑩の三〇〇万円、⑦の六〇万五〇〇〇円、④の一〇〇〇円、①②③などの二八〇円までいろいろあり、平均は二〇〇〜三〇〇万円くらいになる。

「献金」等の原告側の法律構成としては、①②③が無償の財産出捐契約として贈与(五四九条)とするようであるが、被告側は「本件金銭の出捐は、法律行為ではなく宗教上の意義を目的とした供養であり、裁判上訴求できるような債権関係は発生しない」「強いて言えば『喜捨』』という言葉もある」とく供養者の側の所有権放棄と受領者

側の原始取得とから成り立つ事実行為の範疇に属する」と反論する(前掲①の一审判決判時八〇二号九四頁)。(3)の最高裁判決では「錯誤による贈与の無効」として贈与構成をする(民集三五卷三号四四五頁参照)。しかし、寺田治郎裁判官は、「寄付金名義の金銭給付契約」(被告上告人らの主張する贈与)との構成をとる。これは、(3)の被告側の上告理由にもあるように、「供養」は単なる経済的な財貨の移転ではなく、特殊な信仰上の意味づけをもち、一種の無条件の捧げものであり、宗教行為それ自体だとの主張を意識したものである。④でも特別財務の出捐行為とされるだけで、裁判所も出捐行為の法的性格づけはしていない。⑥の裁判所は、原告の主張を「錯誤による贈与の無効を原因とする不当利得返還の請求」とみている(判タ五一二号一四三頁)が、とくに法的性質論には触れていない。

⑦は原告がキリスト教会への献金を「贈与」と構成しているが、裁判所は「寄付金名義の金銭給付契約」と性格づけ、それが負担付きであったか解除条件付きであったかを実体的に判断して請求棄却としている。⑧も原告は「ス座奉納金」名下の寄付の法的性質を「贈与」と構成するが、被告側は、「本件奉納金の出捐は、原告らの本件宗教に対する信仰心による宗教的目的に基づきされた宗教的行為で、法律行為と構成できない」と反論している。裁判所は、「寄付の法的性質について判断を慎重に控えているようにみえる。⑨⑩での統一教会への献金については、被告側は「文鮮明の提唱する統一運動、ひいては世界に貢献するために、地上天国実現に貢献することによって子孫に徳を残すために、献金額を提示し、意思確認の上献金の承諾をえ、任意に支払いを受けた」と反論する。訴訟では、勧誘行為の違法性に焦点があり、献金そのものの法的性質はほとんど問題にされていない。以上、最近の一〇例の裁判例では、宗教団体への「献金」等の法的性質論はほとんど明確に論じられていなかった。もっとも「贈与」との原告側主張に対して、「寄付金名下の金銭給付契約」と構成することで、財産移転行為としての側面と

宗教的信仰行為としての側面の二面性への配慮をしたものがある(③最高裁判決の寺田治郎裁判官、⑦判決)。

三 学説の動向

1 寄付・献金等の法的構成に関する学説の整理

学説でも、宗教団体への献金、寄付、祈祷料、供養料などの法的性質論について触れるものは極めて少ない。しかし、最近では、こうした財産出捐行為の法的性質と返還をめぐる法的論議がようやくはじめられたといってもよい。既に見たように、宗教団体への金銭の出捐行為、金銭給付は、経済的な財貨の移転という世俗的財産行為という側面と当該宗教における信仰や教義と密接に関わる宗教行為という側面がある。これをどのような法的に評価するかで見解は分かれてこよう。

①非法律行為≠宗教行為説 これは、宗教行為性を最大限に強調して、財産行為≠法律行為性を全く認めない事実行為とみる立場である。論者によれば、「祈祷は、神仏に対する祈祷であって、神仏と祈る人との関係である。人と人との関係でない。」「祈祷行為を行う神職・僧侶に支払うものと解すれば、神職・僧侶が祈祷を行った時に出捐した目的は達せられている。神仏・僧侶に信仰心がないときは別だがそうでなければ、神仏との関係で人と人との関係ではない。」「供養金は、神仏に金を捧げることであって、信仰心の表現行為である。これも神仏と人との関係である。民法は、人と人との関係を律する法律であって、神仏と人との関係を律する法律ではない。もし、民法の「贈与契約」をそのまま適用しようとするなら、神仏や、死者の霊に法人格を認めなければならぬ。祈祷料や供養料の授受は、精神的な刑而上のものを形に表した宗教上の行為であり、信仰が中核にある行為である。信仰は行

為の動機ではない。信仰がなくても成立する贈与売買行為とは異なる。信仰が中核にある金銭授受の関係を、信仰を動機であると考え、民法の贈与、売買契約と理解するところに、混乱が生ずるのである。」「このような訴を適法としたら、交通事故に遭ったから交通安全の祈禱料を返せ、交通安全のお守りの代金を返せとの訴えも適法ということになる。」⁽⁹⁾

「供養」というのは、信仰心の発露として志を仏に捧げる宗教上の行為です。そのような「供養」を返せということは、そういう宗教行為を後で取り消すということです。いわば冥加金とかお賽銭とかそういうたぐいのものを、後で信仰心が変わったから返してくれということと同じようなもので、きわめて法律だとか訴訟になじみにくい性質であると思うのです。」⁽¹⁰⁾

②自然債務Ⅱ訴求力を欠く債務説 これも宗教団体への献金、寄付、供養という高度の宗教的意味あいを重視して、いわば自然債務として債務の履行が債務者の任意に委ねられ、国家的な強制力、裁判上の強制力をもって債権債務の実現が認められない特殊な債権債務関係とみる。自然債務とは、「当事者が非法律的規範に強要されて履行するに任せ、法律的には裁判によって履行を命ずることを差し控えるのが適当」な債務といわれる。⁽¹¹⁾

たとえば、この立場は「板まんだら」事件最高裁判決での上告人側の上告理由書で表明されている。「本件供養は、単なる経済的な財貨の移転ではなく、高度に宗教的意義を有する「正本堂建立のための供養」である。「供養」とは、報恩謝徳のために仏法僧の三宝に真心をもって諸物や身命をささげる行為を言い、ひとつの宗教行為それ自体である。しかして、供養は、その行為自体で完結したものであって、この点を看過して法律構成をした上、返還請求を命ずることは、問題の性質を見誤るものといわざるをえないのである。東京地方裁判所の前記判決及び大審院大正四年一〇月一九日判決・民録二一輯一六六一頁の実質的理由となっているのは、供養「寄進」は財産をもつ

とする供養を意味する―がその相手方たる寺院の反対給付ないし一定の宗教的行為を条件とするものではなく、信仰に基づく「捧げもの」であり、それゆえ裁判所は、供養の宗教的条件の議論に立ち入ることは適當ではない、と考へたことにあると考へられる。この点については、川島武宜・法律学全集民法総則二四八頁参照⁽¹²⁾」

「裁判をして法の強制で当該規範を実現することが、当該規範の性質からみて適當でない、と認められる場合―すなわち、もっぱら道徳や宗教のサンクションの力で、或は特に義務者の自発的行為で、当該規範の實現をはかるのが適當と認められる場合―には、法は法的保護（裁判による保護）を与えないのである。」「宗教団体内部のサンクションによって問題を解決すべきで法という政治権力の介入によって解決すべきでないという思想」を強調する⁽¹³⁾。

同様に、板まんだら事件一審判決での被告の主張は、「本件金銭の出捐は、法律行為ではなく宗教上の意義を目的とした供養であり、裁判上訴求できるような債権関係は発生しない」「強いて言えば『喜捨』という言葉もあるごとく供養者の側の所有権放棄と受領者側の原始取得とから成り立つ事実行為の範疇に属する」とする⁽¹⁴⁾。

「板まんだら事件の訴訟物は、宗教団体への寄付の返還請求という、いわば、自然債務的な性格の強いものであり、それ故に、そのような請求を裁判所としてはまともに取り上げるべきでないという見方も可能なものであった⁽¹⁵⁾。」

③法律行為Ⅱ贈与説 この立場、神社仏閣への賽銭など宗教団体への無償の出捐は、無償の財産の供与またはその約束であるとして、民法の贈与と構成する。無償性、任意性、目的による限定等の特色を認めるが、外形的財貨移転を重視し宗教行為性をもつ特別な契約類型とはみない。この立場は、さらに宗教団体への寄付・献金は原則的に普通の贈与と構成し、寄付者がとくに使用目的を指定したような場合には負担贈与と解する見解がある⁽¹⁶⁾これに

よると、寄付財産は一定目的または寄付者の要求に応じて使用するという負担付きで受寄者に帰属する。受寄者が負担を履行しなければ、寄付者は負担の履行を求め、負担の不履行を理由とする契約の解除ができ寄付財産の取り戻しも可能となる(民法五五三条で双務契約の規定が準用されるので、五四一―五四二条も準用される)。

これに対して、寄付財産は解除条件付きで受寄者に帰属し、定められた目的に使用しないことを条件に、寄付者に復帰するとの構成もありうる⁽¹⁷⁾。一律に負担付贈与、条件付贈与と構成することは適切ではなく、当事者の意思解釈の問題だとして、疑わしい場合は負担付贈与とみるのが妥当とする説もある⁽¹⁸⁾。

④法律行為の多元的構成説 この説では、献金、寄付金、財務金、供養料、祈祷料などで金銭または財産が出捐された場合の宗教的行為性も認めながら、名目や法形式だけでなく、経済的な財貨移転の側面を實質に即して意思表示や法律行為として構成する。寄付金や献金の目的、使途、当事者の関係、当事者の意思、献金等の宗教的意義、慣行などを考慮しつつ、無償行為か有償行為か、契約に対応する申し込みの意思表示、承諾の意思表示の合致があるかどうか、供養料を支払う側と供養を受ける側で、供養や祈祷というサービスが対価関係にたっているかどうかなどで、実体に応じた贈与、売買または贈与や売買類似の無名契約、あるいは信託行為とみるなど多元的な法律構成を試みる。

たとえば、「多額のお布施、供養料、寄付金の要求行為の目的、法的性格、その際にとられた手段、方法の違法性の有無で民事上の不法行為責任が成立するか否か、金銭の返還をめぐって錯誤や詐欺・強迫、公序良俗違反などの成立要件を充たすかどうかを個別具体的ケースごとに問題にしてゆくほかない。高額の寄付金や献金については、一種の目的贈与として信仰や信頼関係の喪失による目的の不到達を理由とする不当利得の返還、信義則による贈与の撤回という構成も可能であろう。宗教的行為としても、相手方の弱みや不幸に付け込んで不安感を増幅させ、

長時間にわたり執拗かつ強引に勧誘をしたとすれば、社会的に許容される限度を超えた勧誘方法として違法性を有するといわざるをえない。また、お布施や供養料に世間相場はなく、暴利行為ともならないとも反論されるが、宗教行為に関連する財産供与契約についても民法九〇条は十分問題となりうる。⁽¹⁹⁾

「宗教者や宗教団体にお布施をする行為も、右に述べた意味での契約である。そういう行為は信仰心の発露として行われる宗教的行為であるので、契約ではないという意見があるかもしれないが、そう考えるべきでない。お布施が宗教的色彩を帯びた行為であって、宗教活動に関係ない世俗的経済活動に伴う契約（たとえば、寺院が駐車場を経営する場合の、その駐車場を賃貸する契約）と異なることは確かであるが、財産的契約の性格をもつことは否定できない。したがって、法律行為や契約に関する民法その他のルールが適用されることになる。」⁽²⁰⁾

2 学説の検討

①の非法律行為Ⅱ宗教行為説は、「献金」「お布施」等の宗教的行為、信仰行為としての面のみを強調しすぎて、全く財貨移転行為、財産出捐行為の側面を無視している点は妥当ではない。これらの名目の金銭の授受は、宗教性と世俗性の二面性をもつもので、神と人との関係というだけでは法律行為性は否定できないであろう。また、宗教団体への寄付や供養を「出捐者による金員の放棄、受領者側の放棄された金員の原始取得（無主物先占）である」との構成もされるが、これら一連の行為は、一定の目的をもった連続的な行為である。この無主物先占の構成では、信者が財産をわざと捨てて、宗教団体がこの無主物を拾って所有権を取得するということになるが、これはあまりに技巧的にすぎないか。つまり、実際には、宗教団体側から勧誘、募集があり（契約の誘引）、これに応じて寄付・献金の申し込みをして宗教団体側が承諾し、一定金員・財産を受領する一連の流れがありこれを社会常識や実態か

ら離れて、一個一個に分断された行為と構成すべきでない。⁽²¹⁾

また、献金やお布施を宗教行為 \parallel 事実行為としかみない場合、出捐された金銭や物は法律上の原因を欠いたという事で民法七〇三条以下の不当利得返還請求の対象となるのか。もし、返還が適当でないとすると、七〇五条の非債弁済ということにするのか。

②の自然債務 \parallel 訴求力を欠く債務説も、そもそも自然債務を認めるかどうかで議論があらう。たとえば、不起訴の特約付き債務、債権者が勝訴の終局判決を得た後に訴えを取り下げた場合の債務(民訴二二七条二項)、破産手続において免責された債務(破産法三六六条ノ一三)、和議において一部免除を受けた債務(和議法五七条)などがその例としてあげられるが、これをあまり拡張すべきではない。通常あげられる不法原因給付や消滅時効の援用のあつた債務、制限利息超過の利息債権等も任意弁済が有効というより、特殊な政策的配慮から法律が債権債務の実現に協力しないことの反射的效果とみるべきではないか。カフエー丸玉女給事件のようなケースは、法的効果意思や法的拘束力を期待しないで、徳義上の約束と考えればよく、自然債務という概念が必要かどうかでも疑問がある。宗教団体への献金を、一律に自然債務と構成するのは、宗教団体側から法的手段で強制できないという趣旨であらうか。いずれにしても、任意履行は有効な弁済や履行行為となつてしまい、返還請求が一切許されないというのは問題であらう。

③法律行為 \parallel 贈与説は、寄付行為の多義性を承認しながらも、民法の典型契約である贈与と構成する。寄付には一定目的があり、寄付者・受寄者・受益者の三当事者がいること財産の無償供与であることなどは正当な指摘であるが、街頭募金、学校・労働組合・政党への寄付と必ずしも同一に論じられないと思われる。なぜなら、街頭募金や学校などへの寄付の目的が世俗的現世的利益や具体的有形の利益を目指していることが多く、宗教団体への献金

は、超人間的・超自然的存在、絶対者への全人格的帰依を目的とするため、宗教固有の信仰的共同体内での意味や慣行、当事者の意識を無視できないのではなからうか。また、絶対者への崇拜と帰依という面で事実上の強制が働き易い事情もある。これらの点から、一律に贈与と構成してよいか躊躇を感じざるをえない。

四 献金等の返還の法的可能性

1 宗教団体への財産出捐行為の宗教的意義と多元的法律構成説

法律行為 \parallel 多元的構成説をとつても、寄付行為の宗教的意義や宗教行為性を否定するものではなく、法律構成をするにあたっては、当該宗教的教義にもとづく財産出捐行為の位置付け等は考慮する必要がある。たとえば、(神社)神道では、榊の枝に木綿(ゆう)や紙垂(しで)をつけた玉串を神職や参拝者が神前に礼拝するときには捧げることが、玉串料がかかる。また、縁起物と呼ばれるのに、お正月の注連縄(しめなわ)、門松、繭玉(まゆだま)や破魔矢(はまや)などがある。これらは、参拝者が縁起を祝うために買い求める吉兆の品物をさす。おみくじも、吉凶の判断や物事の決定のために行われる占いで、どこの神社でも人気がある。⁽²²⁾ 非法律行為 \parallel 宗教行為説では、これらの縁起物は、宗教的意味をもつ信仰行為そのものだから、売買や取引ではないといわれる。⁽²³⁾ しかし、これらの縁起物やおみくじは、神社の宗教活動と無関係な取引行為 \parallel 物品売買(民法五五五条)ではないとしても、実際には、定価以下で縁起物を受け取るものはおらず、参拝者の多くの意識では、金銭と対価関係をもつ縁起物を購入する行為を行っているとみられる。受け取った破魔矢や繭玉が壊れていた場合、購入者は取り替えてもらわないだろうか。また、おみくじの中身がなかったら、そのままにするだろうか。もちろん、宗教性がないわけでもないが、

参拝者の信仰の濃淡、目的はいろいろで、習俗性世俗性は高く、お金を払って縁起物を購入する一種の売買類似の無名契約といえよう。おみくじは、ほとんどの神社では凶は入れないといい、自動販売機をおくところでは、宗教商品としての性格がつよい一種の有償無名契約ではなからうか。お賽銭も、本来は、祈願成就の礼参りの際に報賽(ほうさい)として、神仏に捧げる供物である。賽銭は、江戸時代まで散銭とよばれたようだが、社寺への祈願・崇敬を表現する金銭を意味し、法律行為的には贈与類似の有償の無名契約(五四九条)といえるだろう。神社に対して氏子等から無償で財産が提供されることを「寄進」という。古くから、普通に寄進する場合には「寄進状」「奉納状」「寄文」を添えて献呈したという。⁽²⁴⁾

これに対して、仏教での「お布施」は、宗教的には「布(あまね)く施すこと」で、仏教の慈悲の精神を基とし、また貪りを離れるという意味で財銭を寺院に与えることをいう。⁽²⁵⁾「貪りの心を離れて、仏・僧・貧乏人などに委嘱などの物資を施すことをいい(財施)、その行為によってしあわせな報いを受けることをいう。⁽²⁶⁾喜んで、神仏に財物を施すことを「喜捨」といい、日本では、布施、寄進と同義語に使う例が多く、寺社や貧しい人への寄付をいう。「供養」とは、仏教では、仏法僧の三宝や死者などに香華・灯明・飲食(おんじき)・資材などの物を捧げることをいう。⁽²⁸⁾「祈禱」も祈願、祈念、祈請(きししょう)ともいい、仏・菩薩の冥助を仰ぎ、災いを除き福を増すように祈ることを指す。⁽²⁹⁾こうした「お布施」「供養」「祈禱」「喜捨」「浄施」なども各宗派寺院ごとに、宗教の意味は多様であろうが、「お布施」「浄施」が無償の財産移転行為であれば、贈与類似の有償の無名契約として、また「供養料」「祈禱料」が信心と結び付いてはいても、僧侶らによる供養、祈禱、祈願という宗教的サービスの提供と何らかの対価関係(謝礼)にたつような場合、売買・委任・雇用・請負など、どれに近いかによって、一種の有償の宗教的取引や無名契約と構成することが可能であろう。たとえば、東京地裁の大正二年(ワ)第九二二号所有権

確認請求訴訟事件(法律新聞第九八六号二五頁)で、二代目の坂部六郎兵衛が土地を浄土宗に属するお寺に贈与し、その代わり寺が「坂部家祖先の追福を祈るため永代常念仏を寺僧をして行わしめる」契約をしたが、この契約が有効か無効かが争われた。東京地裁は、「寺院又は僧侶に財物を贈与し、その意、僧侶をして念仏又はその他の供養を為さしむるに存し、施物はその念仏供養を為すについての資となさんとする場合において、これを受けたるものが念仏供養等を為すべきことを約したときは、契約は法律上有効で当事者はこれを履行すべき義務を負う」と判示した。東京地裁は「債務者は宗教上の儀式に従い莊嚴にこれを修するの義務あるものにして唯之を修するに当り一心に為すべきことを強要されないにすぎない」とする。

キリスト教において、「献金」は「神及び神に仕える奉仕者のために、また欠乏している人のために金銭を捧げることという(『新キリスト教辞典』四〇九頁(一九九一年のちのことば社)。新約聖書にみられる献金は、①金の背後にある献身(Ⅱコリント八・五) ②大胆に借し無く捧げる(Ⅱコリント八・三) ③心に決めた通りに捧げる(Ⅱコリント九・七) ④定期的に捧げる(Ⅰコリント一六・二、二) ⑤献金の用途(a) 主イエスと弟子たちの生活費(b) 貧しい人々への愛の贈り物 ⑥献金の取り扱い上の注意(Ⅱコリント八・二〇) パウロはこれが公明正大で誰からも非難されることがないよう心掛けた。反対に、イスカリオテのユダはひそかに献金の一部をくすねて、ついには自らに滅びを招いたとされる。現代の諸教会では、教派、教団、教会によりさまざま違いもあるが、おおむねは、月ごと週ごとの月例献金(維持献金)、聖日の礼拝ごとの自由な献金である礼拝献金、信仰生活を送るうえでとくに覚え神に感謝のしるしとして捧げる感謝献金、クリスマス、新年、イースター、ペンテコステなどの季節ごとの、また、結婚、出産、葬儀などの特別の機会に捧げる特別献金、海外宣教、国内宣教のための宣教献金、発展途上国や災害救援のための支援献金、その他、礼拝堂、教会堂等の建物の増改築の建築献金、オルガン、ピアノ

ノ等の購入のための献金などがある。⁽³⁰⁾これらのキリスト教での「献金」は、神への感謝のしるしとして捧げられる金銭をさすが、月例献金、礼拝献金、特別献金は、聖職者に対する謝礼、教会堂の維持費、教会行事の費用など宗教活動のための必要な支出に当てられている。これに対して、宣教献金、支援献金、建築献金などは特定目的のために捧げられた献金であり、使用目的や目標金額が限定されている。いずれも、信仰によって支えられ、神様への感謝のしるしとされるが、行為の外形上も財産の無償出捐行為であり、教会で袋などが用意され、これに依じて信徒が感謝のしるしとして捧げるもので、信託的法律行為と解される。

つまり、「献金」の当事者は、信仰という宗教的動機にもとづいて財産の出捐をなすが、単に一方的に財産を無償で教会に拠出したわけではない。あくまでも、信徒は委託者として、一定の信託目的のために、自己の財産権を受託者である教会に移転し、受託者は誠実に一定目的にそつて財産の管理義務を負担するという信託行為と構成することが可能である(信託法一条)。信託法上、信託設定行為の形式や方式は定めがなく、書面でも口頭でもよい。⁽³¹⁾ただし、信託銀行が行う実務では、信託業法施行細則で書面作成義務がかせられている。信託財産は、形式的には受託者の名義に移転帰属しているが、実質的には受託者の自由な支配に服さず、信託目的にそつた管理処分義務を負う。受託者は、信託の本旨にしたがつた善管注意義務を負い(二〇条)、誠実義務(信託財産を固有財産としてならない義務等二二条一項)、分別管理義務(二八条本文)、書類設置義務(財産目録の作成、帳簿の設置、閲覧させる義務、説明義務三九条―四〇条)など重い義務を負う。管理の失当、信託の本旨に反した処分、分別管理義務違反など受託者に義務違反があつた場合は、信託違反として、損失の補償、信託財産の復旧、処分行為の取消などが認められる(二七条、二九条、三四条参照)。受益者は、信託による利益を收受し、かつ信託終了時に残存財産を受領することになる。宗教団体が、多額の献金や寄付、お布施を提供させた場合、信託設定

行為があつたとして、信託目的にそつた財産の管理義務が発生し、受託者たる宗教団体に誠実義務、善管注意義務が生ずるとみてよい。また、委託者と受益者が同一である場合、委託者はいつでも信託を解除して信託を終了させることができる(五七条)。ただ委任の解除と同様、損害賠償をしなければならぬ場合がある(五七条後段)⁽³²⁾。

2 献金・お布施等の返還の実情と返還を求める法的可能性

お布施・献金等をめぐるトラブルに対して、大きな教団ではどのように対応しているのだろうか。全国に七〇〇〇の被包括寺院をかかえ、信徒数五〇〇万―六〇〇万人という浄土宗では「護持会」というところで、お掃除代とかの規定を寺で決めているところもあるが、布施の額は決めていない。トラブルを起こしている寺は、浄土宗の宗務庁に文句がきて、住職の交替が行われる(宗務庁は住職の罷免の権限をもつ)。葬儀料はつきり領収書を出しているという。戒名料は、俗人が亡くなったことよつて戒を授かつて仏の世界へ行くというもので、戒名料の建前は入信料とか修行にかかわる費用の集約で、それを亡くなったときにまとめてもらうものという。葬儀料も、初七日、三五日、四九日とかの一連のお布施を総計したものと解釈しているという。供養を積み上げて無形の宗教行為に対する謝礼として考えているとのことであつた⁽³³⁾。

教会数一万七〇〇〇、信者数二〇〇万人の天理教では、「寄付」「御供金」という名称で、「神にお供えする金銭をいう。部内教会および布教所や信者から記名された御供金で、奉養金に該当しない喜納金をいう。」⁽³⁴⁾天理教信仰にあつては、教会への献金や物品の供出は、対社会的、対人間的な単なる寄付行為という意識ではなく、神に対する誠実の心のお供えとしてなされるという。したがつて、お供金の金額は決まつておらず、信者からの返還請求はいまのところ聞いていないが、万が一そういうことがあれば、宗教法人課が直ちに当該教会長とその不服を訴え

る信者を分教会に呼ぶなりして事実を調査したうえで処置を決めるとのことだった。⁽³⁵⁾

信者世帯八〇〇万という創価学会の場合は、「広布基金」とか「財務」という形でお金を頂いているが、仏教的に言えば、「供養」という精神で拠出してもらっている。ただし、「財務」などは、銀行振込にしている部分もあるし、領収書は必ず発行している。拠出額き決まっていないという。返還については、事情に応じて返還を認めるケースもあり、ケース・バイ・ケースで対応しているという説明であった。⁽³⁶⁾

約八万の神社と二万人の神職を擁する神社本庁は、まったくトラブルはないとする。神社の収入のほとんどは、地鎮祭、出張祭典、願い事などの祈祷料収入(謝礼)が大半で、祭礼の際の寄付もわずかな金額であるため返還は問題になっていない。⁽³⁷⁾

これらからみてもわかるように、教団側の基本的なスタンスは非法行為 \equiv 宗教行為説であり、ただ事実上は事情により返還に応ずるといふものであろう。

何をもって多額といふかむずかしいが、少なくとも平均的サラリーマンの一ヶ月の給与分にあたる三〇万円を超える金額を出捐する場合には、神様に捧げるお金でも、自由な意思と判断により出捐したのかどうか、意思決定にあたって不相当な介入や干渉など手段方法に問題はなかったかどうか、十分な説明が尽くされ重要な情報が提供されたかどうかという意思決定のプロセスだけでなく、出捐行為の基礎となった事情、背景や目的、出捐後の財産の使用などを総合的に考察して、法的に財産の返還が妥当かどうかを検討する必要がある。

宗教団体の信者、会員としての定額の寄付、献金、財務などの納入金は、動機や目的は信仰を中核として、神に捧げられ、宗教団体の宗教活動全般に使用されることを目的として出捐される金銭給付契約と構成できる。事業目的、営利目的の出捐と異なるため、出資金、分担金は適切でないかもしれない。宗教団体の多くは、あくまでも

「供養」「神様への感謝のしるし」と位置づけて、会員、信者としての献金等は任意に金額を定めてもらっている。しかし、財政の安定や収入額の確保という点から、大概は職業、収入、資産状態等により「会費」的な年間あるいは月極めの定額給付となっているところが少なくない。献金等の出捐行為は、宗教団体と構成員との自発的な宗教的法的約束(契約)に基礎をおく。実際に、信者側でも、団体構成員として団体財政を支えるという法的義務を負っており(構成員資格には、宗教的信仰をもち、宗教団体から承認され、構成員としての世俗的宗教的義務を果たすことが不可欠であろう。)宗教団体側でも、対価性はないという意識で構成員の義務の履行として金銭を受領している。銀行振込があったり、領収書の発行もされているところさえある。したがって、適用されるべきルールは、当事者が無償で財産を与えることを約束し、相手方がこれを承諾することにより成立する諾成片務の贈与契約(民法五四九条)に近いものと考えてよい。

したがって、会費的な色彩の「献金」は、額の多寡は問わないとしても、宗教団体構成員としての義務の履行にともなう目的贈与類似の金銭給付契約であり、構成員であるかぎり、会費納入の義務は負担している。したがって、基本的に構成員としての義務の履行により、目的は達成されたので、会費的献金の返還は認められない。しかし、高度に宗教的意義をもつ金銭給付であるから、書面によらない約束であるかぎり、各当事者はいつでも撤回(取消)が可能で法的拘束力は弱い、履行の終わった部分は撤回(取消)ができない(五五〇条)。会費的な「献金」「財務」等は書面によらないかぎり取消して履行を拒絶できるが(構成員としての義務を果たさないことで、資格停止や除名など不利益を受けうる)、支払った金銭の返還を求められないのが原則であろう。また、定期的な金銭給付契約は、信仰共同体という特殊の信頼関係を基礎にしているので、給付者又は受給者の死亡により効力を失う(五五二条)。ただ、会費的な「献金」は、あくまでも宗教活動のために使用され、信仰にもとづく目的をもつ

た贈与的無名契約であるから、宗教活動以外に使用されたり(経済活動や政治活動などの目的外使用等)した場合には、例外的に目的の不到達を理由として撤回(取消)を認めてもよいと思われる⁽³⁸⁾。

また、不動産や高額な金銭を「献金」等として宗教団体に提供した後、出捐者が生活に困窮するなどの事態にたちいたった場合、右金銭給付行為の撤回(取消)は認められないだろうか。たとえば、ドイツでは、要式行為である贈与が有効に成立した後でも、贈与者が贈与の履行後、自己自身の身分相応の生計を維持し、また夫婦として親子としての一定の扶養義務を履行できなくなったような場合、贈与物の返還請求権を認める(ドイツ民法五二八条、五二九条)。また、スイスでも、贈与の約束についてのみ、贈与者の財産状態の変化により贈与が贈与者にとつて著しく過重な負担となった場合、贈与者に家族法上の義務が発生・増大した場合、履行拒絶権を与えている(スイス債務法二五〇条一二三項)。しかし、わが国では明文の規定がなく、理論構成、解釈でこれを認めることができるかで争いがある。この場合、忘恩行為を理由とする贈与の撤回の法律構成とはちがつて、宗教団体Ⅱ受贈者側に贈与の基礎となった情宜関係や信頼関係を裏切る背信的行為がない。したがって、取引の安全や法律関係の安定という観点からも、一旦履行された財産給付行為は安易にその効力を否定されるべきでない。しかし、高額な不動産や多額の金銭が無償で宗教団体に供与され当時予想できなかった事情により、急激に資力が悪化したため生活難に陥り、当該出捐行為を法的に維持することが苛酷であり、不当といえる場合には、信義則による贈与類似の契約の撤回(取消)が可能であろうし、⁽³⁹⁾黙示の解除条件付特約を認めることも可能ではなからうか。⁽⁴⁰⁾実際に、創価学会では、経済的困窮など特別の事情があつて、教義内容や信仰問題でなく、書面によることなどの要件を充たせば、返還を認めることがあると柔軟な取り扱いをしているという。

宗教団体への寄付・献金については、寄付・献金による財産の使用目的がとくに定められないような場合がある。

しかし、これらの場合も、社会通念上、杜寺・教会の維持運営等宗教活動のために使用されるという明確な目的が予定されているとみてよい。⁽⁴¹⁾したがって、阪神大震災災害救援、特定建造物の建築等の寄付金の目的が限定されている場合はもちろんのこと、そうでなく「供養」「祈祷」など一般的な宗教団体の維持のための寄付・献金等も、宗教的動機、信仰からのものでも、使用目的、目標金額、資金の集まり具合、現実の使用支出状況などは、信託行為^{II}信託契約説からは、当然のことながら説明義務が課せられ、受託者としての宗教団体または聖職者個人は、善管注意義務をもって信託目的にそって、寄付^{II}信託財産を運用処分する義務を負担することになる。この場合、受益者が宗教団体であると解する説もあるが、むしろ、寄付・献金をした構成員としての信者と考えるべきであろう。したがって、受託者である宗教団体としては、財産目録を作成し、帳簿や書類を整え、運用の実績を説明報告し、信託財産を目的にしたがい適正に保管運用しなければならないことになる。

また、無所有、共用、共活といった理想社会を目指すヤマギシズムの場合にも、ヤマギシズム社会実践地での「一体生活体」に参画するために、全財産を「ヤマギシズム生活調正機関」に出資する形式がとられる。⁽⁴²⁾この場合も、無条件委任や権利放棄の誓約書をとっているようであるが、現金、預金、有価証券、動産不動産など全財産を提供させており、財産管理団体であり運営主体となる「生活調正機関」は、受益者であり委託者でもある参画した村人に対して、信託目的に沿って誠実に提供された財産の管理をする義務を負うことになる。そうでなければ、離脱した村人は、財産や労力を収奪され全くの財の返還もなされないといいきわめて苛酷な結果に終わる。理想社会内ではともかく、外部社会に出た者にとっては、民法そのほかの法的ルールにもとづき目的贈与や組合の出資財産の返還、信託財産の返還が法的に問題とされなければならない。

さらに、お布施、献金、寄付した財産の受託者である宗教団体ないし聖職者と受益者が一致するとして、贈与類

似の金銭給付契約(無名契約)と構成する立場に立つても、一定の宗教目的のために使用されることが付託されているし、出捐者⇨寄付者に対して、宗教団体側は、自己決定権の確保のために、信義則上、相手方の自由な意思決定にとって重要な情報について、十分説明を尽くしたうえで、納得づくの承諾を得て出捐してもらうことが必要といえよう(インフォームド・コンセント)。たとえば、宗教的信仰にもとづく行為でも、無条件的全面的に大切な財産を無償で移転してもらう以上、医師と患者、弁護士と依頼者のような高度の信頼関係にたつことは間違いない。アメリカでも、教会など宗教団体は、熱心な信者の寄付金・献金・浄財の勧誘によって財政的に成り立っており、宗教団体への贈与・遺贈は、他の公益慈善団体への寄付と異なつた要素があると指摘されている。つまり、宗教団体への寄付・献金が宗教的信仰や宗教的戒律にしたがつて行われるとき、献金者・寄付者は魂の救済を必死に求め、宗教的指導者の説明やアドバイスに従い(優越的地位の利用)、自身の信仰を伝えようという心理状態にある。宗教者・聖職者と信者・相談者との関係は、高度な信任信頼関係で結ばれていて、不当な圧力や強制が働き易い。また、熱狂的な信仰や感情的興奮が軽率な契約の意思決定を招来する可能性もある。⁽⁴³⁾

したがって、宗教団体への献金・寄付、供養料など資金活動に際しては、契約締結の自由な意思決定を確保するために、自らが宗教団体であり、どのような活動をし、誰が指導者で、どのような教義をもっているかどうか、寄付・献金等の目的、趣旨、実際の使途、目標金額等契約締結の意思決定につき重要な意義をもつ事項につき十分に書面等で告知説明し、その趣旨内容を相手方が納得し理解したことを確認し、一定期間の熟慮期間を設けて軽率な判断をしないよう注意警告するなどの信義則上の開示義務、告知説明義務、確認義務、警告義務などを課してもいいのではなからうか。⁽⁴⁴⁾

3 宗教的判断事項に対する法的介入の抑制

判例をみるかぎりでも、「板まんだら」事件最高裁判決が説くように、司法裁判所は具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争は裁けるが、宗教的な教義や信仰の真偽、価値などの宗教裁判はできない（裁判所法三条）。この規定の解釈運用をめぐっては、最高裁のような宗教上の教義や信仰の内容に関わる事項の審理判断が求められるときは、具体的な法律上の権利義務や法律関係が問題という形になっていても、法令の適用はできず裁判所は訴えを却下すべきだとする本案前却下説⁽⁴⁵⁾、宗教団体内部の自律的決定を尊重して実体的な本案判決をすべきだとする自律決定尊重説⁽⁴⁶⁾、具体的法律的権利義務の請求を理由づける事実について立証責任の分配の原則にしたがいが、本案判断をすべきだとする主張立証責任説⁽⁴⁷⁾がある。判例では、住職の地位の確認は法律上の争訟にあたらぬが⁽⁴⁸⁾、宗教法人の代表役員の地位や住職を罷免された者に寺院の明け渡しを求めるのは、裁判所が判断できるとして⁽⁴⁹⁾いる。しかし、寄付金の返還や懲戒処分⁽⁵⁰⁾の無効確認は、宗教上の教義や信仰と深く関わるので門前払いされる。原告側の法律構成の拙劣さは別としても、国民には裁判を受ける権利が保障されており（憲法三二条）、信教の自由も重要であるが、裁判所が具体的法律関係の紛争処理を断念放置することはその重要な職責を放棄するに等しい。自律決定尊重説では、宗教団体の決めた結果を追認し、結果的には裁判所が宗教的事実を認定し判断したこと⁽⁵¹⁾に等しいことになってしましうし、本案却下説も救済を求める当事者に法的解決の場を与えず、自力救済や法的空白状態を作ることになりかねない。この点で、主張立証責任説が優れているといわざるをえない。もちろん、この立場でも、訴訟物は何か、法律上の訴訟でも宗教的裁判にならないかの二重のチェックが必要にならう。ただ、主張立証責任説では、要件事実につき主張立証責任を負う者が、宗教上の教義や信仰的事実しか主張立証しようとしなければ、主張立証がなされていないものと同視して、不利益な実体判断をすればよい。

五 おわりに

以上、本稿では、宗教団体への寄付や献金等をめぐる法的構成をめぐり、判例・学説を整理し検討した。すでに述べたように、私見は、財貨の移転という世俗的側面と宗教行為としての側面の二面性に配慮する法律行為¹¹多元的構成説をとる。しかし、宗教団体への寄付金・献金をめぐるトラブルでは、不必要に宗教団体内部事項に司法的介入がなされことを避けるためには、このような紛争や苦情を処理する内部手続を充実させ、寄付や献金をめぐる内規やガイドラインを定めトラブルの予防につとめるべきではなからうか。この点で、日弁連が、一九九六年二月に公表した「宗教活動等についてのガイドライン」が参考になる。^(註)これによると、たとえば、資金集めについては、(1)お布施、献金、祈祷料等の名目の如何を問わず、一定金額以上の支払いに対しては、領収書を発行する。(2)現金や財物を交付させる目的で、先祖の因縁やたたり宗教的不安感を煽つて金員・財物の交付を勧めてはならない。(3)相手の財産状態にそぐわない額の献金等を長時間にわたつて、多数人により又は閉鎖的な場所で勧誘してはならない。(4)本人が望めば献金等にあつて、相当の考慮期間が保障されるべきで、即断、即決を求めてはならない。(5)献金をして間もない期間(たとえば八日間)はその取消や返金に応ずる。(6)献金者の全財産に近い献金など人の一生を左右する額の献金や(2)(3)(4)に該当する場合、相当期間経過後の返金要請に応じる。(7)一定額以上の献金者に対しては、その宗教団体の財政報告により、使途を報告すべきであるとする。アメリカでも、献金や寄付により構成される宗教団体の財産は、慈善信託(Charitable Trust)と理解され、財政状況、経理はガラス張り、運営の透明化が厳しく求められている。そして、内部手続前置主義によつて、宗教団体内の苦情や紛争処

- (17) 三宅正男「契約法(各論)上巻」五頁(一九八三年)。
- (18) 加藤永一「寄附―一つの寛書―」『契約法大系Ⅱ』七頁(一九六二年)。
- (19) 棚村政行「靈感・靈視商法の民事法的検討」消費者法ニュース一九九一年一三頁(一九九四年)、同「靈感商法と民事責任」青山法学論集三六巻四号一九頁(一九九五年)、同「宗教団体の資金活動と法律行為の効力」青山法学論集三七巻三〇二頁以下(一九九六年)参照。また、日弁連「報告書―宗教的活動名目の各種資金獲得活動に関する実態と問題点」二八頁以下(一九九五年)も同様の立場にたつ。
- (20) 山本豊「宗教のからんだ取引行為を考える」法セ四九七号五六一―五七頁(一九九六年)。お布施をする行為も、財産を無償で与える契約であれば贈与、お払いや祈祷をしてもらう代わりにお布施をするなら、売買・委任・請負などのも一種のサービス契約とみられることも可能であり、実質に応じて売買類似、贈与類似、サービス提供契約などと構成できるとする(同論文五九頁)。サービス取引であれば、自治体の消費者条例の適用もあるとする。
- (21) 京都地判昭和六〇・九・二六判時一八三号二二五頁参照。
- (22) 国学院大学日本文化研究所編『神道事典』二〇二―二〇四頁(一九九四年)参照。
- (23) たとえば、原秀男「裁判所の審判権の限界」自由と正義三五巻七号一六頁(一九八四年)では、御守りは授与するのであって、売買ではなく、神仏に金品を捧げ、御守りを神仏が授与される僧侶・神職が神仏に祈祷したものを授与されるとする。
- (24) 『神道大辞典』四一六―一七頁(一九八三年)参照。
- (25) 須藤隆仙「仏教用語事典」三三六頁(一九九三年)。
- (26) 『総合佛敎大辞典下「すゝわ」』二二七頁(一九八八年)参照。
- (27) 古田紹欽「金岡秀友」鎌田茂雄・藤井正雄『佛敎大辞典』一八〇頁(一九八八年)、『仏教用語事典』一〇二頁。
- (28) 『総合佛敎大辞典下「あゝし」』二四八頁(一九八八年)参照。
- (29) 『新キリスト教辞典』四〇九頁(一九九一年いのちのことば社)。
- (30) 同書四一〇頁参照。小林珍雄編『キリスト教百科事典』四二二頁(一九八三年)、泉田昭他編『新聖書辞典』(一九八五年)、日本基督教協議会文書事業部編『キリスト教大事典』三八九頁(一九八八年)参照。

- (31) 田中實・山田昭「信託法」四三頁(一九八九年)参照。
- (32) 田中實「信託法入門」一〇三頁以下(一九九二年)、四宮和夫「信託法(新版)」二一九頁以下(一九八九年)、四宮和夫「財産管理制度としての信託について」『四宮和夫民法論集』四八頁以下(一九九〇年)、道垣内弘人「信託法理と私法体系」一四七頁以下(一九九六年)参照。
- (33) 座談会「討論・宗教と政治」世界六二七号五三頁(寺内大吉氏発言)(一九九六年)。
- (34) 天理教おやさと研究所編「天理教事典」一三一頁(一九七七年)。
- (35) 松井発言「討論・宗教と政治」世界六二七号六九頁。
- (36) 桐ヶ谷発言「討論・宗教と政治」世界六二七号六九頁。
- (37) 茂木発言「討論・宗教と政治」世界六二七号六九頁。
- (38) 平井一雄「贈与物の返還請求が認められた事例」獨協法学六号一七七頁、一七八頁(一九七五年)は、謝意のしるしとしての贈与、恩恵的な贈与(寄付)、政治ないし公益的性格の贈与は履行後の撤回を認める必要はないとするが、疑問である。
- (39) 北川善太郎「債権各論(第二版)」三九頁(一九九五年)、娘と結婚した夫に歯科医師となるための大学の学費や生活費七五八万円を贈与したところ、他の女性と不貞をし離婚を申し出たため、情宜関係の破壊したことを理由に信義則により撤回を認めた事例がある。大坂高判平成元・四・二〇判時二二三六号一三九頁。
- (40) 島津一郎・金商三三二号九頁、中川淳・判評一六五号二二頁参照。
- (41) 加藤水一「寄附」『契約大法系Ⅱ』七頁参照。
- (42) ヤマギシズムについては、柿田睦夫「現代こころ模様」九〇頁以下(一九九五年)等。
- (43) See John Jacob, *Undue Influence & Gifts to Religious Organizations*, 35 *Cath. Law*, 271(1994).
- (44) 棚村政行「宗教団体の資金活動と法律行為の効力」青山法學論集三七卷三二四号二六頁(一九九六年)。
- インフォームド・コンセントでは、①患者の病名・病状 ②予想される検査や治療についての目的内容 ③それに予想される結果や危険性 ④予想される医療行為以外の方法 ⑤検査や治療しないことで予想される結果等重要かつ必要な情報を十分に与え理解納得してもらって、自由な判断で選択をしてもらう(森岡恭彦「インフォームド・コンセント」二六頁以下(一九九四年)ことになるが、これが参考と

なろう。

- (45) 最判昭和五六・四・七民集三五卷三三四三頁〔板まんだら〕事件判決)、最判平成元・九・八民集四三卷八号八八九頁(蓮華寺事件判決)、最判平成五・九・七判時一五〇三三三頁(日蓮正宗管長事件判決)、最判平成五・七・二〇、最判平成五・一一・二五判時一五〇三三三頁(日蓮正宗末寺事件判決)、本間靖規「判例研究」龍谷大学宗教法研究会編『宗教法研究第八輯』二〇六頁(一九八六年)、龍谷法字一八卷一七七頁、松井茂紀「宗教上の教義信仰内容の評価を伴う紛争と法律上の利益」民商一一一巻六号九七七頁(一九九五年)等。
- (46) 新堂幸司「審判権の限界」『講座民事訴訟二巻』七頁(一九八四年)、松浦肇「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟(一・完)」民商九四卷三三三七頁(一九八六年)、高橋宏志「審判権の限界について」法教一一九号九五頁(一九九〇年)、伊藤真「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権」判夕七一〇号一三頁(一九八九年)等。
- (47) 中野貞一郎「司法審判権の限界の確定基準」民商一〇三卷一三三頁(一九九〇年)、片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権」判夕八二九号二四頁(一九九四年)、大石真「宗教法人法上の地位と法律上の争訟(平成五・九・七最高三小判)法教一六三号一〇二頁(一九九四年)等。
- (48) 最判昭和五五・一・一一民集三四卷一四一頁等。
- (49) 最判昭和五五・四・一〇判時九七三三三三頁(本門寺事件判決)。
- (50) 最判昭和五六・四・七民集三五卷三三四三三三頁〔板まんだら〕事件判決)、最判平成四・一・二三民集四六卷一四一頁等。
- (51) 日弁連報告書・前掲書註(一九)二四七、四八頁参照。